瀬戸内市監査委員公表第2号

令和3年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和3年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じない旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月28日

瀬戸内市監査委員　　小　野　和　倫

監査結果		所管部署	措置状況
指摘事項	行政財産の目的外使用許可における使用料を定めるにあたり、地方自治法に基づき使用料条例を定めているにもかかわらず、使用料条例以外の法令等の規定を用いたり、協定や申し合わせを根拠として使用料を定めたりしていることや、適正な価格の基準が定まっていないことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。	総務部 契約管財課	対象となる電柱等が約450本、郵便ポストの設置が8件所在しています。行政財産使用料条例の規定を適用する場合は固定資産税仮評価を取得し、それぞれについて使用料の計算を行う必要があります。事務簡素化のため、電柱等について規定のある道路占用料徴収条例の規定を今までどおり準用することとします。